

令和5年第1回定例会 （令和5年2月16日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月16日)	
出席議員	5
欠席議員	5
説明のための出席者	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会及び開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
企業長の一般報告	6
委員長報告	8
企業長提出議案の上程、説明	8
一般質問	26
山中敏正君	26
中村洋子君	30
砂川和也君	33
第1号議案に対する質疑、討論、採決	37
第2号議案に対する質疑、討論、採決	37
第3号議案に対する質疑、討論、採決	38
第4号議案に対する質疑、討論、採決	38
第5号議案に対する質疑、討論、採決	39
第6号議案に対する質疑、討論、採決	39
第7号議案に対する質疑、討論、採決	41

議提第1号議案に対する上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	4 4
閉会の宣告	4 4

桶川北本水道企業団告示第1号

令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月9日

桶川北本水道企業団

企業長 三 宮 幸 雄

1 日 時 令和5年2月16日(木) 午前9時00分

2 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議事日程

令和5年2月16日

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 企業長の一般報告
- 4 委員長報告
- 5 企業長提出議案の上程、説明
- 6 一般質問
- 7 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第1号議案
桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (2) 第2号議案
桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について
 - (3) 第3号議案
桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
 - (4) 第4号議案
桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (5) 第5号議案
桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (6) 第6号議案
令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
 - (7) 第7号議案
令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
- 8 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決
 - (1) 議提第1号議案

桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

9 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

令和5年2月16日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	大	嶋	達	巳	君
3番	砂	川	和	也	君	4番	山	中	敏	正	君
5番	高	橋	伸	治	君	6番	中	村	洋	子	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	岡	安	政	彦	君
9番	佐	藤		洋	君	10番	渡	邊	光	子	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	三	宮	幸	雄	君	副企業長	小	野	克	典	君
事務局長	青	鹿	秀	明	君	事務局 次長兼 総務課長	堀		和	行	君
事務局 次長兼 施設課長	小	菅		勉	君	副参事兼 浄水課長	内	田	賢	一	君
業務課長	久	保		武	君	給水課長	渡	邊		健	君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	山	本		隆		書記	永	井		太
----	---	---	--	---	--	----	---	---	--	---

午前 9時08分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（岡安政彦君） 定足数に達しておりますので、令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（岡安政彦君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△会議録署名議員の指名

○議長（岡安政彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

9番 佐藤 洋 議員

10番 渡邊 光子 議員

の兩名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（岡安政彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（岡安政彦君） 日程第3、企業長より一般報告についての発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともご多忙のところご参会いただきまして、深く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、当企業団における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と、職員の感染者数について申し上げます。

当企業団では、庁舎の小まめな換気をはじめとして、庁舎内でのマスクの着用、朝の検温などの体調管理、営業等で来庁する方への入室制限、接客用カウンターテーブル等へのビニルシートや飛散防止用パネルの設置などを感染防止対策として引き続き実施しております。企業団職員の感染者数につきましては、8月の定例会以降、11月に3名、さらに12月に3名の感染を確認し、累計で8名となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等の事情により、水道料金の支払いが困難となった方に対しては、引き続き、支払い猶予の相談受付を実施しております。

次に、両市の防災訓練への参加について申し上げます。

昨年8月28日に北本市総合公園・北本市体育センターで実施された第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）、令和4年度埼玉県・北本市総合防災訓練に参加しました。

当日は、給水タンク車に接続した給水栓による応急給水や水道に関する冊子や非常用飲料水袋の配布などを実施しました。市民の皆様には、水の重要性をご理解いただいたところで

す。

また、1月22日に実施された桶川市の防災訓練については、規模を縮小して実施となったため、当企業団の参加は見送りとなりました。

次に、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口と配水量の推移に大きく影響されますが、令和5年1月末の給水人口は14万352人で、前年同期と比べ358人減少となっております。

昨年4月から1月までの配水量は1,286万6,530立方メートル、前年同期比2万2,779立方メートル、0.18%減少しております。

料金収入であります有収水量は、営業用、工場用及び官公署等用は増加しましたが、一般用及び臨時用が減少したことにより1,197万8,414立方メートル、前年同期比17万7,194立方メートル、1.5%の減少となり、給水収益は前年度比で1.1%減少となりました。

次に、ダイレクト型制限付一般競争入札の状況について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在

までに11件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業内訳は、桶川市内3件、北本市内3件の合計6件で、更新距離1,182.0メートルとなり、全て今年度に完成予定です。

以上をもちまして、当企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（岡安政彦君） 続きまして、日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より行政視察の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

中村洋子議員。

○議会運営委員会委員長（中村洋子君） それでは、行政視察委員長報告を行います。

議長の許可をいただきましたので、報告をさせていただきます。

報告書の1ページをご覧くださいと思います。

皆さんにお配りされております行政視察報告書があるかと思います。

1、実施期間 令和4年11月10日から11日。

2、調査地 宮城県仙台市水道局及び宮城県企業局でございます。

3、4、5につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

6、調査事項 宮城県仙台市水道局で、1、事業概要について、2、東日本大震災における応急対策活動、宮城県企業局で、1、事業概要について、2、宮城県上工下水一体官民連携運営事業について視察させていただきました。

なお、この詳細につきましては、お手元に配付してございます報告書をご覧くださいますようお願いいたします。

以上で、桶川北本水道企業団議会、水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。

簡単ですが、以上です。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（岡安政彦君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第1号議案から第7号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） 本日も提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第1号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道事業の認可変更の届出に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、第2号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の施行のための条例を制定するものです。

次に、第3号議案 桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げること等に関し、必要な事項を定めるため、改正を行うものです。

次に、第4号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告等に基づき、職員と同様に議員の特別給であります期末手当の支給割合を改定するものです。

次に、第5号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、第4号議案と同様に、正副企業長の期末手当の支給割合を改定するものです。

次に、第6号議案 令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、その他営業収益が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、新たに過年度損益修正益を見込むとともに、受託工事収益、分担金及び雑収益が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正するものです。

収益的支出においては、配水及び給水費、受託工事費、業務費及び総係費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、新たに過年度損益修正損を見込むとともに、原水及び浄水費、資産減耗費及び消費税に不足を生じたので増額補正するものです。

第3条は、資本的収入において、工事負担金及び分担金が予定した額を上回る見込みとな

ったため増額補正するものです。

資本的支出においては、建設改良費の事務費が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正し、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。

第4条は、職員給与費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。

次に、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

令和5年度予算に当たりましては、エネルギー価格をはじめとする物価の上昇など厳しい状況の中、水道事業ビジョンの市民から信頼され続ける水道の基本方針に基づき、安全、強靱で将来にわたって持続する水道として、効率的で環境に配慮した水道施設の構築を目指して予算編成を行ったところです。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万5,230件、年間総配水量は1,523万2,200立方メートル、1日平均配水量は4万1,618立方メートルです。

また、主要な建設改良事業として、石綿セメント管更新事業を4億148万1,000円としたところです。

第3条収益的収支では、収入は30億7,780万5,000円、前年度比0.40%増加、支出は29億4,685万7,000円、前年度比0.97%増加となりました。

収入においては、営業外収益は減少しておりますが、営業収益が増加となりました。支出においては、営業外費用は減少しておりますが、営業費用が増加しております。

第4条資本的収支では、収入は6,972万1,000円、前年度比17.85%増加、支出は11億6,702万1,000円、前年度比33.88%増加となりました。

収入においては、関係市負担金は減少しておりますが、補助金、工事負担金及び分担金が増加しております。

支出では、原浄水設備改良費、事務費及び企業債償還金は減少しておりますが、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、配水設備改良費及び営業設備費は増加しております。

第5条は、継続費、第6条は、一時借入金の限度額、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第8条は、他会計からの補助金、第9条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところです。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡安政彦君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道事業の認可変更の届出に伴い、給水人口14万4,900人を13万9,100人に、1日最大給水量5万1,600立方メートルを4万8,500立方メートルに変更するものでございます。

次に、第2号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の施行のための条例を制定するものです。

それでは、順次内容をご説明させていただきます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございます。個人情報保護法に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条は、用語の定義と実施機関を定めるものでございます。

次に、第3条は、情報開示請求の手数料等について定めるものでございます。

次に、第4条は、開示請求があった日から14日以内に開示決定をすること、事務処理上困難な理由等があるときは、15日以内に限り期間を延長できること等について定めるものでございます。

次に、第5条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合における開示決定等の期限の特例について定めるものでございます。

次に、第6条及び第7条は、訂正請求及び利用停止請求があった日から14日以内に訂正決定等を行うこと、事務処理上困難な理由等があるときは、15日以内に限り期間を延長することができることなどについて定めるものでございます。

次に、第8条は、任意代理人から開示請求、訂正請求または利用停止請求があったときは、必要に応じて実施機関が本人の意思を確認することができることについて定めるものでございます。

次に、第9条は、実施機関が保有個人情報の保護等に関する施策を講ずる場合などにおいて、専門的な知識に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定めるものでございます。

次に、第10条は、委任に関する規定でございまして、この条例の実施のため、必要な事項は規則で定める旨規定するものでございます。

次に、附則第1条は、この条例の施行期日は、令和5年4月1日とするものでございます。

次に、附則第2条は、桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例及び桶川北本水道企業団個人情報保護条例を廃止することについて規定するものでございます。

次に、附則第3条は、桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止に伴い、審議会の委員である者、またはあつた者の守秘義務の経過措置について定めるものでございます。

次に、附則第4条第1項は、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の廃止に伴い、実施機関等がその職務または業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務の経過措置について定めるものでございます。

次に、第2項は、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の廃止に伴い、開示請求等に係る処理の経過措置について定めるものでございます。

次に、第3項は、附則第7条に規定する桶川北本水道企業団行政不服審査会条例の一部改正に伴いまして、桶川北本水道企業団行政不服審査会に諮問された場合の経過措置について定めるものでございます。

次に、第4項は、廃止される桶川北本水道企業団個人情報保護条例に規定される個人情報ファイルを正当な理由なく本条例の施行後に提供したときの経過措置について定めるものでございます。

次に、第5項は、附則第4条第4項の各号に掲げる旧実施機関の職員等が保有個人情報を本条例の施行後に不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときの経過措置について定めるものでございます。

次に、附則第5条は、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の廃止に伴い、違反行為の処罰の経過措置について定めるものでございます。

次に、附則第6条は、桶川北本水道企業団行政不服審査会の名称を改めるため、桶川北本水道企業団情報公開条例の一部を改正するものでございます。

次に、附則第7条は、桶川北本水道企業団行政不服審査会の名称等を改めるとともに、その所掌事項について規定するため、桶川北本水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正するものでございます。

次に、附則第8条は、改正前の桶川北本水道企業団行政不服審査会条例の規定により、委嘱を受けている委員について、改正後の桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により、委嘱を受けた委員とみなすことについて規定するため、桶川北本水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正するものでございます。

次に、附則第9条は、桶川北本水道企業団行政不服審査会の名称を改めるため、桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正するものでございます。

次に、附則第10条は、廃止する桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく審議会の委員に係る報酬及び費用弁償の規定を削るとともに、桶川北本水道企業団行政不服審査会の名称を改めるため、桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、第3号議案 桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について申し上げます。

ここで、本日ご用意させていただきました第3号議案補足資料をご覧いただきたいと思っております。

この条例で定義する主な内容は、4点でございます。

1点目は、イメージとして資料に表を掲載させていただいておりましたとおり、職員の定年年齢を令和5年度から61歳に引き上げ、その後、2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げを行うものでございます。

2点目は、職員は、60歳に達した年度の翌年度から職員に適用される給料表の月額を当該月額7割水準とするものでございます。

3点目、管理監督職員は、60歳に達した年度の翌年度から非管理監督職に降任するものでございます。

4点目、60歳に達した年度の翌年度から定年退職の日当たる日までの間に退職した場合は、本人の意向により定年前再任用短時間勤務職員として、また、定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間においては、定年退職以降65歳まで再任用できるよう、暫定再任用職員として任用するものでございます。

それでは、順次内容をご説明させていただきます。

1 ページの第 1 条は、桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正でございまして、新旧対照表の改正後の欄の冒頭に目次を新設しております。

次に、第 1 条は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、根拠となる条文を改めるものでございます。

次に、第 2 章、定年制度でございますが、こちらは補足資料の主な内容の 1 点目に該当する部分でございます。

第 3 条は、職員の定年を改正前の 60 歳から 65 歳とするものでございます。

次に、第 4 条でございますが、まず、改正後の第 1 項につきましては、字句の修正のほか、定年による退職の特例をただし書で追加しております。こちらは、今回の定年の引上げに関連するものとして、定年退職日時点で管理監督職であった職員の勤務延長について定めるものでございまして、この後の第 9 条第 1 項または第 2 項の規定による特例任用とした場合で、かつ引き続き勤務することについて企業長の承認を得た場合に限り、勤務延長を可能とするものでございます。

なお、延長が可能となる期間は最長で 3 年以内となるものでございます。

次に、第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号は、今回の定年引上げの趣旨を踏まえ、字句の表現の修正を行うものでございます。

次に、第 4 条第 2 項は、第 1 項で規定した定年特例となった職員については期限を 1 年とし、3 年を上限に期限を再延長することができる旨、規定するものでございます。

次に、第 3 項及び第 4 項は、字句の表現の修正を行うものでございます。

次に、第 3 章、管理監督職勤務上限年齢制につきましては、補足資料の主な内容の 3 点目に該当する部分でございます。

第 6 条は、対象となる管理監督職の範囲を、第 7 条は、管理監督職としての勤務の上限年齢、いわゆる役職定年年齢を 60 歳と定めるものでございます。

また、第 8 条は、人事評価や勤務状況、勤務経験などに基づいて降任等を予定している職に係る標準職務遂行能力や適性を判断するなど、役職定年制により職員を他の職に降任等を行う際の基準を第 1 号から第 3 号まで定めるものでございます。

次に、第 9 条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度の特例、いわゆる特例任用について規定するものでございます。

まず、第 1 項では、第 1 号から第 3 号までの各号において、特殊な技能が必要な職務や勤務環境、その他勤務条件が特殊である職務等、また特別なプロジェクトの継続の必要がある

場合等、職務の遂行上の特別の事情などがある場合の特例任用の要件を示しております。

次に、第2項は、第1項の職員をもともとついていた管理監督職に引き続き留任させながら、異動期間を最長3年間延長させることができることとするものでございます。

次に、第3項及び第4項は、特定管理監督職群の特例任用について規定しております。

次に、第10条は、特例任用により引き続き管理職員として勤務する場合や特定管理監督職群内で降任や転任を行う場合には、本人の同意を要件とするものでございます。

次に、第11条は、特例任用によって引き続き管理職として勤務した場合、途中で延長事由が消滅した際には、他の職員と同じように他の職への降任を規定するものでございます。

次に、第4章、定年前再任用短時間勤務制につきましては、補足説明の主な内容の4点目に該当するものでございます。

第12条は、60歳に達した日以降、定年退職日相当日までに退職した職員を従前の勤務成績その他の規則で定める情報に基づき、選考により短時間勤務の職に採用することができることを規定しているものでございます。

次に、第5章、雑則の13条につきましては、この条例の施行に関する必要な事項を企業長が定めるものと規定するものでございます。

続きまして、附則でございます。

まず、附則の3項は、補足説明の主な内容の1点目に該当する部分で、定年に関する経過措置について規定しております。令和5年度から職員の定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳とする経過措置を規定するものでございます。

次に、附則第4項は、情報の提供及び勤務の意思の確認について、60歳に達する年度の前年度に60歳以降の任用及び給与に関する情報提供を行い、勤務の意思を確認するよう努めることを規定しております。

続きまして、11ページの第2条は、桶川北本水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第3条は、減給の懲戒処分を受けた職員の給与の月額について、給料月額7割措置により、減給発令後の減給期間中に減額があった場合の取扱いを規定するものでございます。

次に、第3条は、桶川北本水道企業団職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正で、降給及び失職の特例に関する規定を新たに規定するものでございます。

第1条でございますが、第1条では、この条例の目的を規定しておりまして、降給及び失

職の特例を追加するものでございます。

続きまして、その下の改正後の第2条でございますが、降給の事由といたしまして、職員の勤務実績がよくない場合において、必要があると認めるときは当該職員を降給するものとする旨、規定するものでございます。

次に、第3条の第2項につきましては、分限処分の手続を規定しておりまして、今回降給をこの中に追加させていただくものでございます。

その下の改正後の第4条及び第5条につきましては、改正後の欄の第2条が追加されたので、それぞれ条番号が繰り下がるものでございます。

次に、改正後の第6条第1項でございますけれども、失職の特例をここに規定するものでございます。

また、その下の第2項でございますけれども、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときはその日に職を失うという旨、規定するものでございます。

改正後の第7条は、改正後の欄の先ほどの2条及び第6条を追加することにより、条番号が繰り下がるものでございます。

次に、附則の第2項を新たに規定することになったため、条例の制定時の施行期日を第1項と規定するものでございます。

また、第2項は、定年の引上げに伴う給料月額7割措置による降給は、分限処分としての降給の種類とし、この場合は分限処分に関する書面の交付に代えて給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととするものでございます。

次に、第4条は、桶川北本水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第2条は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、根拠となる条文を改めるものでございます。

次に、第18条は、新たに定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴い、用語の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表の附則に、60歳に達した日後4月1日以後の給料については、企業長が別に定めると規定するものでございます。

続きまして、第5条は、桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第2条は、育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、先ほ

ど説明した定年条例の第9条の規定による特例任用により、引き続き管理職として勤務する職員を育児休業をすることができない職員として追加するものでございます。

次に、第7条第2号は、文言の整理でございます。

次に、同条3号は、第2条の改正と同様に、特例任用により60歳を迎えた管理監督職が非管理職に降任せず、引き続き管理職として勤務をする職員は、育児短時間勤務ができないと規定するものでございます。

次に、第14条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等といたしまして、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置等を規定するものでございます。

次に、第15条は、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業等を取得しやすいよう、研修の実施や相談体制の整備などを規定するものでございます。

次に、第16条は、条番号の繰下げでございます。

続きまして、第6条は、桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第2条は、根拠法令の引用条文を改めるものでございます。

続きまして、第7条は、現行の制度である桶川北本水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

次に、改正附則でございます。

まず、第1条は、この条例は、令和5年4月1日から施行すると規定するものでございます。

次に、第2条以降は、各規定に関する経過措置等でございます。

まず、第2条は、現に特例で退職が延長されている職員がいる場合の経過措置でございます。

続きまして、第3条から第11条までは、主な内容の4点目であります。再任用に関する経過措置でございます。

まず、3条及び4条は、段階的な定年延長の間、新たに退職した職員に対しては、現在の再任用職員の制度と同様の暫定再任用職員の制度を設けて運用するとともに、現在の再任用職員もこれに該当することとするものでございます。また、60歳を超え、延長された定年年齢に達する前に退職した職員に対しては、定年前再任用短時間勤務職員の制度を設け、暫定再任用職員と同様に運用するものでございます。

次に、第5条から第7条は、暫定再任用職員の、また、第8条は、定年前再任用短時間勤務職員の昇任等の制限を規定するものでございます。

次に、第9条は、関係法令により再任用制度の対象となる職員には、情報提供及び意思確認を行うよう定められておりますので、その条例で定める年齢を60歳と規定するものでございます。

次に、第10条は、暫定再任用に扶養手当及び住居手当の各規定は適用しないとするものでございます。

次に、第11条は、定年に関する条例等の施行に関し、必要な経過措置は企業長が別に定めると規定するものでございます。

次に、第4号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告等に基づき、職員と同様に令和4年度の議員の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、年間4.4月とするものでございます。

次に、第5号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、第4号議案と同様に、正副企業長の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、年間4.4月とするものでございます。

次に、第6号議案 令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

初めに、1ページですが、第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の金額につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的支出の不足額及び補填財源に変更がありましたので、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億1,255万3,000円を7億609万8,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,260万2,000円を5,974万4,000円に、過年度分損益勘定留保資金6億3,010万円を2億7,650万3,000円に改め、新たに建設改良積立金2億5,000万円を加えるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（1）職員給与費でございますが、966万円減額し、3億1,427万6,000円とするものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款項目となっております目の科目で、主なもののみを申し上げてまいります。

初めに、収益的収入及び支出になります。

まず、収入でございます。

1、営業収益の3、分担金でございますが、一般住宅の申込件数が当初見込みよりも多かったことにより、1,379万1,000円増額し、7,110万2,000円とするものでございます。

3、特別利益の1、過年度損益修正益でございますが、公営企業会計システムの更新に伴い発生したもので、新たに3,329万5,000円とするものでございます。

水道事業収益の合計は31億1,972万円になるところでございます。

次に、4ページにまいりまして、支出でございます。

1、営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料と薬品費で減額となりましたが、動力費で電気料金の上昇により350万円増額し、12億2,869万8,000円とするものでございます。

2、配水及び給水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や路面復旧費で工事が未発生となったため、1,440万円減額し、4億355万5,000円とするものでございます。

4、業務費でございますが、委託料で当初見込みを下回ったため、1,000万円減額し、1億6,072万3,000円とするものでございます。

6、総係費でございますが、給与費で育児休業の取得等により1,050万円減額し、1億6,583万6,000円とするものでございます。

次に、営業外費用の2、消費税でございますが、令和4年度決算見込みの結果に基づき、消費税が不足となるため、2,281万9,000円増額し、6,380万円とするものでございます。

次に、3、特別損失の1、過年度損益修正損でございますが、公営企業会計システムの更新に伴い発生したもので、新たに4,931万3,000円とするものでございます。

水道事業費の合計は29億6,178万2,000円になるところでございます。

次に、5ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げます。

同じく目の科目で主なもののみを申し上げます。

3、工事負担金の1、工事負担金でございますが、江川調節池整備工事に伴う設計負担金が生じたため、1,392万2,000円増額し、3,674万4,000円とするものでございます。

4、分担金の1、分担金でございますが、591万2,000円増額し、3,047万3,000円とするも

のでございます。

資本的収入の合計は、7,899万5,000円になるところでございます。

次に、6ページにまいりまして、支出でございます。

1、建設改良費の2、配水設備費でございますが、落札率による不用額の発生等により3,600万円減額し、3,803万円とするものでございます。

3、配水支管整備費でございますが、落札率による不用額の発生等により1,573万1,000円減額し、6,665万1,000円とするものでございます。

6、配水設備改良費でございますが、落札率による不用額の発生等により1,738万円減額し、8,327万円とするものでございます。

7、事務費でございますが、人事異動に伴い不足が生じたので28万4,000円増額し、3,041万円とするものでございます。

次に、7ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、8ページの下の資金期末残高を28億1,522万円と予定したところでございます。

続きまして、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

お配りしております予算書と予算内訳書によりまして、それぞれ説明をさせていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけましては、先ほど企業長のほうで提案理由にて申し上げておりますので、若干文書について補足説明をさせていただきます。

2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億9,730万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,248万4,000円、減債積立金7,724万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金9億2,757万円で補填するという内容でございます。

第5条が、継続費といたしまして、川田谷浄水場電気設備更新工事と施工監理委託、及び江川調節池整備に伴う配水管布設工事の3件について、総額及び年割額を定めたところでございます。

第6条が一時借入金の限度額、第7条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億1,983万2,000円、(2)の交際費で、こちらは企業長交際費及び議長交際費の合計で45万円でございます。

第8条が、他会計からの補助金といたしまして、児童手当の支給に要する経費について、

桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰り出しを受けるものでございます。

第9条が、たな卸資産購入限度額、水道メーターの購入分でございますが、5,904万円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、令和5年度の予算実施計画でございます。

款、項、目までの予定額を記載しております。

このページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書によりまして説明させていただきたいと思っておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入からでございます。

1、水道事業収益、本年度予定額30億7,780万5,000円で、前年度と比較しまして1,231万8,000円の増額となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げてまいります。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1の給水収益26億7,391万7,000円、こちらは水道料金でございますが、有収水量1,439万3,000立方メートル、単価168円89銭を見込んでおります。

次に、2の受託工事収益2,100万2,000円、こちらは給水工事箇所の路面復旧費及び手数料収入と、公共下水道工事に伴います給水管布設替えの収入でございます。

次に、3の分担金6,486万4,000円、こちらは新規利用の分担金でございますが、営業収益としましては全体収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金9,085万9,000円でございますが、こちらは桶川市及び北本市からの下水道使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億2,446万7,000円でございますが、このうち長期前受金戻入が2億1,937万5,000円で、営業外収益のほとんどが長期前受金戻入となっております。

次に、3ページにまいりまして、支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額29億4,685万7,000円で、前年度と比較しまして2,843万2,000円増加となっております。

こちらにも予算額の主な項目を申し上げます。

1、営業費用うち原水及び浄水費12億6,753万1,000円でございますが、浄水課職員6名と再任用職員1人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費でございますが、合計で5,263万1,000円を予定しております。

次に、4ページにまいりまして、委託料9,727万8,000円でございますが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用、水質検査費用となっております。

次に、修繕費3,358万6,000円ですが、浄配水場設備の修繕工事を予定しております。

次に、動力費1億7,619万1,000円でございますが、各浄配水場、取水井、末端等の電気料金でございます。

次に、受水費8億9,035万2,000円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用としまして、受水量1,310万1,500立方メートル、単価につきましては61円78銭で、前年度と同単価でございます。

次に、2の配水及び給水費4億5,475万6,000円でございますが、施設課職員6名と給水課職員5人、再任用職員1人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で8,832万3,000円を予定しております。

次に、5ページにまいりまして、委託料9,740万7,000円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び受付の委託費等を予定しております。

次に、修繕費2億3,059万3,000円でございますが、こちらは主のところでは配給水管等の漏水修理や水道メーターの検定満期取替え費用、漏水等に伴う布設替え工事等を予定しております。

次に、6ページにまいりまして、路面復旧費3,279万1,000円でございますが、主に漏水修理箇所の路面復旧費用でございます。

次に、3の受託工事費2,243万円でございますが、給水課職員2人の給与費としまして、給料から法定福利費までの合計で1,171万円を予定しております。

次に、7ページにまいりまして、工事請負費220万円でございますが、公共下水道工事に伴う給水管の布設替え費用でございます。

次に、路面復旧費706万2,000円でございますが、給水取出し箇所の路面復旧費用となっております。受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいる工事費でございます。

次に、4の業務費1億5,850万6,000円でございますが、業務課職員6人の給与費としまして、給料から法定福利費までの合計で4,357万5,000円を予定しております。

次に、8ページにまいりまして、通信運搬費1,151万5,000円でございますが、水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

次に、委託料1億50万6,000円でございますが、料金徴収に要する委託費用でございます。主のところでは、給水契約の受付から検針及び収納業務まで一括委託する水道料金等徴

収関係業務委託6,270万円、水道の開栓閉栓を行う使用開始・中止等業務委託1,364万7,000円となっております。

次に、5の議会費595万7,000円でございますが、こちらは議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、それから旅費ですとか委託料等を予定させていただいております。

次に、9ページにまいりまして、6の総係費1億5,935万6,000円でございますが、初めにそれぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、事務局及び総務課職員10人と再任用職員1人の給与費としまして、給料から法定福利費までの合計で8,322万1,000円を予定しております。

次に、11ページでございますが、委託料1,917万8,000円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や電算機の保守関係の費用を予定しております。

次に、退職手当負担金2,466万6,000円でございますが、こちらは埼玉縣市町村総合事務組合に支払います負担金でございます。

次に、13ページにまいりまして、7の減価償却費8億4,549万2,000円でございますが、このうちの大部分を配水管等の構築物が占めております。

8の資産減耗費1,550万円でございますが、こちらは固定資産除却費が1,484万7,000円で、主に配水管等の除却費用となっております。

次に、2、営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費441万3,000円でございますが、こちらは企業債利息と借入金利息でございます。

2の消費税は619万6,000円でございます。

次に、3、予備費でございますが、500万円を予定させていただいております。

次に、14ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1、資本的収入、本年度予定額6,972万1,000円で、前年度と比較しまして1,056万円の増額となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金652万5,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について桶川市及び北本市よりご負担をいただいているものでございます。

次に、補助金の県補助金643万円でございますが、こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございます。埼玉県から交付されているものでございます。

次に、工事負担金2,896万7,000円でございますが、こちらは受託工事による配水管布設工事等の負担金収入でございます。主に区画整理事業に伴う配水管布設替え費の負担金でございます。

次に、分担金2,779万9,000円でございますが、こちらは分担金収入の30%をこの資本的収入として入れているものでございます。

次に、15ページにまいりまして、支出でございますが、1、資本的支出、本年度予定額11億6,702万1,000円で、前年度と比較しまして2億9,530万7,000円の増額となっております。

初めに、1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費4億148万1,000円でございますが、こちらは石綿セメント管の布設替え工事費でございますが、施設課職員3人の給与費を含んでおります。

次に、下から3番目の配水設備費3億7,542万1,000円でございますが、こちらは配水管布設工事で6件を予定しております。

次に、2の配水設備費9,621万円でございますが、こちらは配水管の新規布設費用等で3件を予定しております。

次に、16ページの3の配水支管整備費1億1,713万9,000円でございますが、こちらは口径50ミリの配水支管の布設工事を7件予定しております。

次に、4の工事請負費2,741万9,000円でございますが、こちらは委託による配水管等の布設工事費でございますが、主に区画整理事業に伴う配水管の布設替え工事を予定しております。

次に、5の原浄水設備改良費6,817万6,000円でございますが、こちらは浄配水場施設の改良工事等の費用としまして、浄水場電気設備更新工事と浄水場設備基本設計業務委託等を予定しております。

次に、6の配水設備改良費3億2,656万3,000円でございますが、こちらは主に江川調節池整備に伴う送配水管布設工事と桶川駅東口整備事業に伴う配水管布設工事等を予定しております。

次に、7の事務費1,778万1,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費でございますが、施設課職員2人の給与費を含んでおります。

次に、17ページにまいりまして、8の営業設備費3,500万6,000円でございますが、水道メーターの購入費用と備品等の購入費用でございます。公営企業会計システム用機器や公用車等の購入をいたしております。

最後に、企業債償還金7,724万6,000円でございますが、こちらは企業債の元金償還金でございます。財務省財政融資資金と地方公共団体金融機構に元金を返済するものでございます。

また、予算書のほうに戻っていただきまして、予算書の8ページをご覧ください。

予算書の 8 ページから 9 ページにかけましては、令和 5 年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の 3 つに区分して表したものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、令和 4 年度及び令和 5 年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。

続きまして、10 ページでございます。

給与費明細書でございます。

括弧書きは、再任用短時間勤務職員の外書きで、令和 5 年度は 1 人を予定しております。一般職の職員は 42 名でございます、うち 2 名、再任用フルタイムの職員が含まれております。

給料は 60 万円の減、手当は 286 万 4,000 円の減、法定福利費は 58 万 5,000 円の減でございます、合計で 410 万 4,000 円の減少となっております。

下の表は、手当の内訳ごとの増減額を表したものとなっております。

次に、11 ページは給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の 60 万円の減でございますが、給料改定に伴う増減分で 55 万 1,000 円の増加、昇給に伴う増加分で 192 万 9,000 円の増加、その他の増減分で 308 万円の減少となっております。

手当につきましては、制度改正に伴う増減分で 159 万 8,000 円の増加、その他の増減分で 446 万 2,000 円の減少となりまして、手当全体では 286 万 4,000 円の減少となっております。

次に、12 ページにまいりまして、給料及び手当の状況でございます。職員 1 人当たりの令和 5 年 1 月 1 日現在の平均給与月額の前年度比で 3,449 円減少し、平均年齢は 2 か月下降しております。

(2) の初任給でございますが、こちらは桶川市、北本市と同額となっているところでございます。

こちらから 15 ページまでは、令和 5 年 1 月 1 日と令和 4 年 1 月 1 日を比較したものや前年度との比較となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、16 ページでございます。

こちらは継続費に係る調書でございます。江川調節池整備に伴う工事を 2 件と、川田谷浄水場の電気設備の工事と監理委託の年割額を定めたものでございます。

次に、17 ページから 19 ページにかけましては、令和 5 年度の予定貸借対照表でございます

が、こちらは令和6年3月31日現在の財政状況を表しているものでございます。

こちらの18ページの一番上でございます2、流動資産の（1）現金預金の21億9,445万円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したものととなっております。

次に、20ページにまいりまして、令和4年度の予定損益計算書でございます。こちらは経営成績の予定を表したものでございます。令和4年度の純利益は下から4行目になりますが、1億6,674万円を予定いたしましたところでございます。

続きまして、22ページから24ページにかけましては、令和4年度の予定貸借対照表となっております。令和5年3月31日現在の財政状況を表したものでございます。

こちらの23ページの一番上でございますが、2の流動資産、（1）現金預金28億1,522万円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期首残高となっております。

続きまして、25ページから26ページにかけましては注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準及び手続を注記として開示したものととなっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡安政彦君） お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時30分といたします。よろしくお願いいたします。

（午前10時17分）

○議長（岡安政彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時30分）

△一般質問

○議長（岡安政彦君） 日程第6、一般質問を行います。

◇ 山中敏正君

○議長（岡安政彦君） 通告順に従い、山中敏正議員の質問を許可いたします。

山中敏正議員。

○4番（山中敏正君） 皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号4番、山中敏正でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。大きな1、災害時の日本水道協会との連携についてです。

昨年11月の水道事業行政視察では、企業団職員の皆様をはじめ、仙台市水道局職員の皆様には大変お世話になりました。今回伺った施設は、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により災害を受けた施設の一つです。この震災により、断水率50%、最大23万戸で断水が発生しましたが、11日間で大部分のエリアを復旧完了したとのことで、対応の早さに驚かされました。復旧に当たられた日本水道協会が中心となった会員の応援活動が大きな役割を果たし、相互応援体制が重要だと話されていました。

今月の6日にトルコ南部で発生したマグニチュード7.8の大地震により、トルコ、シリアでは、昨日までに亡くなった人の数が4万人を超えました。地震はいつどこで起きるか、起きても不思議ではない中、首都直下型地震が国の想定では今後30年以内に70%の確率で起こると予測されております。そこで、実際に大規模な地震が発生した場合、当企業団と日本水道協会との連携はどのようになっているのかをお伺いいたします。

（1）地震等緊急時における情報連絡の流れについて、お伺いいたします。

（2）日本水道協会の組織図について、お伺いいたします。

（3）応急給水隊・応急復旧隊の役割と、どちらかの協力をいただけるのかをお伺いいたします。

（4）こちらの費用負担についてお伺いいたします。

（5）日本水道協会との応急対策活動や、過去の応急対応事例について、お伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡安政彦君） 山中敏正議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 最初に、議長に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（岡安政彦君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 質問事項1、要旨1、要旨2についてお答えします。

日本水道協会の地方公共団体組織には、北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州の7つの地方支部がございます。この7つの地方支部の下に都府県ごとに支部が置かれておりまして、その中の埼玉県支部では、さらに県内を東部、西部、南部、北部の4つの地区に分かれております。当企業団はその中の南部地区に属しておりまして、南部地区は、埼玉県企業局、さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、和光市、朝霞市、新座市、志木市、上尾市と当企業団の11事業体で構成されております。

次に、地震等緊急時における応援の要請や情報連絡の流れについてお答えします。

当企業団が応援を要請する場合は、日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱に基づいて行います。最初に、日本水道協会埼玉県支部の南部地区の支部長である川口市へ連絡します。応援は基本的には南部地区内の事業体で行いますが、南部地区内の応援だけでは支援が難しいと判断した場合は、川口市は埼玉県支部の県支部長であるさいたま市へ連絡します。さいたま市が県内の事業体だけでは支援が難しいと判断した場合は、関東地方支部長の横浜市へ連絡します。横浜市が関東地方支部内の応援だけでは支援が難しいと判断した場合は、日本水道協会へ要請し、他の地方支部の応援を受けることになります。

次に、要旨3についてお答えします。

日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領に、応援隊の基本編成につきまして定めがございます。応急給水班は1班当たり3名で編成し、応急給水活動を実施します。また、応急復旧班は1班当たり8名で編成し、応急復旧活動を行うことになります。

なお、どこの事業体が支援に来てくれるかにつきましては、要請を受けた支部長が割り振りを行いますので、事前には決まっておられません。

次に、要旨4についてお答えします。

費用負担につきましては、応援を要請する団体が費用を負担します。ただし、応援者の給料等は応援をする団体の負担となりますが、超過勤務手当等は応援を要請する団体の負担となります。

次に、要旨5についてお答えいたします。

当企業団では、過去に、平成7年1月の阪神淡路大震災の際に職員3名を派遣し、応急給水活動を行いました。また、令和元年10月の台風19号豪雨の際には、福島県いわき市へ給水タンク車1台と職員6名を派遣し、応急給水活動を行った実績がございます。

なお、日本水道協会からの要請外といたしまして、平成16年10月の新潟県中越地震の際に

は、新潟県十日町市へ給水タンク車1台と職員12名を派遣し、給水活動を行った実績がございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質問を許可いたします。

山中敏正議員。

○4番（山中敏正君） 1回目のご答弁、ありがとうございました。

日本水道協会さんとのつながりというものは、なかなかちょっと現状を見て、またお話を聞いた中では、当企業団とのつながりがちょっと分からなかったもので、今回質問させていただきましたが、その組織図を見て、やはり縦の連携というのはしっかりできているというのは確認させていただきました。また、日頃の連絡体制と、あとは応急体制の活動に対しても取組がされているというのを確認できましたので、少し安心したところではあります。

その中で、再質問をさせていただきたいと思うんですけども、お話を聞いた中でも、やはり耐震化された管路の部分ではその後災害はなかったというようなことで、耐震性がやはり改めてしっかりしたものだということも確認できたということで、現在までの当企業団における管路における耐震化率について伺いいたします。

(2)といたしまして、震災で断水が発生した場合の応急給水場所というのはどちらになるのか、伺いいたします。

(3)として、応急復旧と応急給水体制はどのようになっているのかをお伺いいたします。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡安政彦君） 山中敏正議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 山中議員の2回目の質問についてお答えします。

令和3年度末の管路の耐震化率は30.3%でございます。なお、基幹管路の耐震化率は44.7%ございまして、基幹管路の全国平均は令和2年度末で26.8%となっております。

次に、当企業団が指定している給水所は、桶川市内に15か所、北本市内に18か所、両市合わせまして33か所でございます。この指定給水所は、企業団のホームページ及び広報紙、すいどうだよりに毎年掲載しております。また、引っ越しの際にお配りしております水道のしおりにも掲載しておりまして、指定給水所を市民の皆様にお知らせしております。

次に、災害時の応急復旧体制につきましては、当企業団は、地震等災害時の水道施設応急

復旧に関する覚書を桶川北本管工事業協同組合と桶川市及び北本市の建設業協会と締結しております。災害時には水道管の復旧をお願いすることとなりますが、被害の規模が大きい場合は日本水道協会に応急復旧の依頼をすることになります。

また、応急給水活動につきましては、断水範囲が狭い場合は職員が対応することとなりますが、断水範囲が給水区域全体となるような場合は、応急給水活動を全て日本水道協会へお願いし、職員は復旧活動に従事することになると思います。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、山中敏正議員の質問を終了いたします。

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（岡安政彦君） 次に、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） よろしく申し上げます。

通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

件名1の老朽管についてです。

市制50周年を終わり、やはり配管して50年、また45年が過ぎたという状況の中で、老朽管はどういうふうに配管を取り替えるのかというところも気になりまして、テレビその他でニュースになるやはり横浜地域で大量の水が噴射したとか、そういう配管が割れたという状況をニュースで見ますと、北本桶川の配管状況はどうなっているのかというふうに疑問に思いましたので、一般質問に取り上げました。

要旨1では、石綿セメント管以外の老朽管の取替えの予定はどうなっているのか、要旨2は、UR北本団地の配管の取替えの予定としてはどうだろうかというところで、お聞きしたいと思います。北本団地も53年ということで、やはり配管が老朽化しているのではないかという思いで、このこともお聞きしたいと思います。

件名2、石戸浄水場について伺います。

水道ビジョンの中で、その頃は令和7年ということで、廃止のスケジュールということで出されておりますが、廃止スケジュールの廃止後の活用ということで限定してお聞きしているわけですが、状況をお聞かせください。

件名3は、水道水ができるまでということで、小学校の学習機会があったかと思うんですけども、コロナになってやはり子供たちが見学会や課外活動というのが限定されてきたと

いう状況を見まして、出前講座ということで、やはり今の学校での出前講座をするということはどうなのかということで、要旨1で、出前講座をしてみてもうどうでしょうかという提案です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 質問事項1、要旨1についてお答えします。

石綿セメント管以外で優先的に更新しなければならない老朽管といいますと、普通铸铁管になります。多くは県道の車道部分に布設されています。そして、現在石綿セメント管更新事業の終了を令和12年度と見込んでおりますので、普通铸铁管の更新に着手するのはそれ以降になろうかと思えます。ただし、県道の歩道整備がある場合には道路管理者と協議し、令和12年度以前であっても更新を行っていきたいと考えております。

次に、要旨2についてお答えします。

北本団地内に布設されている配水管は、昭和46年に布設されたダクタイル铸铁管でございます。約50年が経過しておりますが、その更新は北本団地の今後と密接に関係しているものと考えております。平成24年にUR都市機構と配水管の管理区分について協議した際には、北本団地の今後についての言及はありませんでした。そのため、配水管の更新について、現在計画はございませんが、UR都市機構から申入れがあれば協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 質問事項2、要旨1についてお答えします。

石戸浄水場につきましては、令和6年度末に本体の減価償却が終わることから、令和7年度に廃止としておりますが、ほかの浄配水場施設の更新時期と重なっていますため、水運用の観点から、使用可能でしたら石戸浄水場を使用しながら、検討を重ねて廃止時期を決定しようと考えております。

また、廃止後の活用につきましては、将来的に中丸浄水場の施設更新を迎えた際、現在の庁舎を解体・撤去しますため、現状では新庁舎を建設し、活用しようと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 質問事項3、要旨1についてお答えします。

当企業団では、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、企業団に来ていただくイベント的な広報活動が難しい状況ですので、企業団から出向いて行う水道出前講座を実施したいと考えております。

水道出前講座は、両市内の小学4年生のクラスを対象とし、依頼のあった学校に企業団の職員が訪問し、写真や動画等を用いて水道水ができるまでの過程や浄水場から蛇口までの流れを説明するなど、小学生が水道に興味を持ち、理解を深められるような内容で開催したいと考えております。

企業団としましては、水道出前講座を通して水道水がどのように作られているのかや水道施設の役割や機能について説明を行い、水道について関心を深めていただけるよう、PR活動を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 件名1について、老朽管というところでの目安としてはどれくらいの耐久年数なのかというところで、2回目、お聞きしたいと思います。50年たっても大丈夫なのかというところ、また、車の過密に通っているところの県道の下はやはりそれだけの耐久性が薄れるのかなというふうに思いますが、場所によってはそのような差はあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それから、件名3についてなんですが、出前講座をやはり予定しているということで、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、やはり災害になるとペットボトルの水だけではどうにも足りないという状況で、きちんと安全・安心な水道水が提供されるということが日常的に子供たちも分かるということにしていきたいなというふうに思っていますので、来年度はどのようにこの計画を進めていくのかというのを、2回目、伺いたいと思います。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 中村議員の2回目の質問についてお答えします。

更新の目安でございますが、配水管の法定耐用年数は40年でございます。地域水道ビジョンでは更新基準を80年と設定しております。また、現在布設しているGX型ダクタイル鋳鉄

管、こちらは耐震管でございますが、100年の長寿命と言われております。

以上を踏まえ、石綿セメント管以外の配水管の更新の目安といたしましては、80年程度を
考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 中村議員の2回目の質問についてお答えします。

水道出前講座の準備といたしましては、まず、備品の購入と教材の作成になります。備品
につきましては、持ち運びが可能なパソコンとプロジェクターなどの備品を購入したいと考
えております。また、教材につきましては、両市の教育委員会に相談をして、学習内容に沿
った小学生が興味を持ち、分かりやすい動画や写真、資料を準備して、令和6年度から実施
できればと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

◇ 砂 川 和 也 君

○議長（岡安政彦君） 次に、砂川和也議員の質問を許可いたします。

砂川和也議員。

○3番（砂川和也君） 議席番号3番、砂川和也。

質問事項1、将来に向けた水道企業団のデジタル化について。

要旨1、2023年10月1日からインボイス制度が始まりますが、企業団としてどのような準
備を行っておりますか、伺います。

要旨2、スマホの普及により、アプリを利用した税金の支払いやキャッシュレス化による
クレジットカードの納付が広がっていますが、企業団へのキャッシュレス化の問合せの様子
と県内の水道料金のキャッシュレス化の導入状況について伺います。

要旨3、学校では1人1台端末が拡充され、桶川市の議会においてもタブレットを活用し
た議会を行っております。水道企業団議会においてもタブレットを活用した議会が行えると
考えます。タブレット端末を活用した議会についてどのように捉えておりますか。

質問事項2、今後の浄配水場施設の更新について。

要旨1、令和5年度以降の更新計画の予定について伺います。

以上となります。

○議長（岡安政彦君） 砂川和也議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 質問事項1、要旨1についてお答えします。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度、適格請求書等保存方式が始まります。

適格請求書等保存方式とは、売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。そして、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。また、買手は、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

当企業団では、このインボイス制度に対応するため、昨年6月にインボイス発行事業者、適格請求書発行事業者の申請を行い、7月に登録が完了しております。また、令和5年度には、水道料金管理システムや給水管理システムを改修し、検針票や納入通知書等を変更する予定でございます。

次に、質問事項1、要旨3についてお答えします。

議会におけるタブレット端末は、ペーパーレス会議システムや議会運営システムの導入に合わせて幅広く活用されております。タブレット端末の導入により、紙媒体をデジタル化することで、地図やグラフのカラー表現や写真掲載などにより視認性が向上し、また、タブレット一つで大量の資料を持ち運べるため、いつでもどこでも過去の資料を必要なときに検索、閲覧、参照することができ、議会運営に活用できると考えております。

また、議会を担当する職員も、紙媒体での資料がなくなることにより、配付資料の印刷やホチキス留め等の作業が削減されます。

タブレット端末の導入の課題につきましては、導入環境の整備やタブレット端末の使用基準や運用方法、情報セキュリティ対策、ペーパーレス化する文書の範囲、アプリの整備費用やその対応業務等がございます。当企業団では、構成団体や近隣の一部事務組合等の導入の状況を注視しながら、議会でのタブレット端末の普及が浸透し、導入コストの低減化が実現し、十分な費用対効果が見込めるようになった段階で、導入の検討を始めてもよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 業務課長。

○業務課長（久保 武君） 質問事項1、要旨2についてお答えします。

水道料金の支払い方法には、一般的に金融機関での口座振替による方法、納入通知書にてコンビニエンスストア等で払い込む方法、クレジットカードを利用して支払う方法、電子マネーによるスマートフォン専用アプリから支払う方法がございます。

現在、キャッシュレス化が広がる中、当企業団では、従来どおりの口座振替、コンビニ払いに加え、スマートフォンアプリ「ペイビー」となりますが、こちらで令和3年度よりキャッシュレス化に対応しております。しかしながら、クレジットカードを利用した支払方法は導入しておりません。このため、水道ご使用のお客様よりクレジットカード払いに関する問合せが、昨年度は101件、今年度は1月までで72件ほどございました。

また、県内水道事業体のキャッシュレス化の動向につきまして、調べた限りでは、スマートフォンアプリによる支払いは多くの事業体で取り入れられておりまして、55事業体中46事業体でございます。一方、クレジットカード払いの導入は、55事業体中11事業体で、県南部で比較的に見受けられますが、上尾市、伊奈町、鴻巣市の近隣事業体をはじめ、県北部ではほとんど対応していない状況でございます。

今後もキャッシュレス時代に沿ったお客様サービスの向上や新たな水道利用者ニーズに合った手段の導入などの検討は必要かと考えておりますが、クレジットカード払いの導入には、引落手数料や事務手数料など多くの手数料がかかり、口座振替やコンビニ払いよりも割高となるのが課題となり、今のところ導入することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 質問事項2、要旨1についてお答えします。

今後の浄配水場施設の更新につきましては、令和5年度から3か年にて川田谷浄水場P C棟電気設備の更新工事を行います。

また、川田谷浄水場R C棟及び非常用自家発電機の更新を、令和5年度から基本設計業務委託を発注し、令和9年度にかけて進めます。

続けて、加納配水場電気設備の更新を、令和7年度から令和10年度まで行う予定でございます。

その後、中丸浄水場の施設更新を進める方向で考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質問を許可いたします。

砂川和也議員。

○3番（砂川和也君） ご答弁ありがとうございました。

順次再質問を行います。

質問事項1、要旨1、インボイス制度の登録が終わり、システムの改修や各用紙などの準備が答弁からうかがえました。今後は適格請求書等の保存が必要になると考えますが、どのような保存管理をやっていくのか教えてください。

要旨2、答弁から、手数料の課題がありました。支払う側、また受ける側にも効果が得られるような支払方法を今後検討してください。

要旨3、答弁にあつては、タブレットの効果がありました。また、通信を使った情報交換も容易にできるのではないかと考えます。今後も導入に向けて検討を行ってください。

また、市タブレット端末を活用した議会は可能なのかについても、調査研究を行っていただきたいと思います。

質問事項の2につきまして、要旨1で途切れのない更新工事が計画されていることが認識できました。各施設の更新工事の概略について説明をお願いします。

○議長（岡安政彦君） 砂川和也議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 砂川議員の2回目の質問についてお答えします。

現在、当企業団では、受領した請求書は支払日の順に月別にファイルにとじて7年間保存しております。また、納入通知書も請求書と同じようにファイルにとじて保存しております。

なお、水道料金につきましては、電子データでの保存となっております。

令和5年10月以降、インボイス制度が始まった後も、今までと同じ方法で請求書等を保存していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 砂川議員の2回目の質問についてお答えします。

川田谷浄水場PC棟電気設備の更新につきましては、設置後34年が経過している主要な電気盤である変圧器盤、配水ポンプ盤、配水ポンプ可変速制御盤、自動制御盤及び計装盤など、21面の盤を更新します。

川田谷浄水場RC棟及び非常用自家発電機の更新につきましては、基本設計を踏まえてで

すが、管理棟、配水ポンプ設備及び電気設備並びに非常用自家発電機設備の更新を行う予定です。

加納配水場電気設備の更新につきましては、設置後35年が経過していますので、受電盤、変圧器盤、コンデンサ盤、配水ポンプ盤及び配水ポンプ可変速制御盤など、電気設備全体の更新を行う予定です。

中丸浄水場の施設更新につきましては、管理棟、配水池、ろ過設備、配水ポンプ設備及び電気設備の更新を考えております。

以上でございます。

- 議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、砂川和也議員の質問を終了いたします。
これにて一般質問は全て終了いたしました。

△第1号議案に対する質疑、討論、採決

- 議長（岡安政彦君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。
これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第1号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

- 議長（岡安政彦君） 次に、第2号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第3号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 次に、第3号議案 桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第3号議案 桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 次に、第4号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 次に、第5号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 次に、第6号議案 令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 令和4年度の補正予算（第1号）について、3ページの過年度損益修正益3,329万5,000円、この補正の根拠、理由を教えてくださいと思います。

それから、4ページの特別損失の過年度損益修正損というところでの4万9,313円、こちら理由を伺いたいと思います。

それから、6ページの建設改良費のマイナス8,661万2,000円の理由は何でしょうか。先ほど主なもので説明があったんですけども、具体的にすみません、お願いします。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） 特別利益、特別損失についてお答えいたします。

特別利益、特別損失につきましては、令和3年度に更新を行いました公営企業会計システムの更新に伴い発生したものでございます。公営企業会計システムは、これまで20年以上同一事業者製のシステムでございましたが、今回、別の事業者に代わりまして、固定資産管理システムの一部でこれまで企業団で行ってきました減価償却のやり方が新しいシステムでは行うことができないことが分かりましたので、新システムで令和4年度の決算処理を行う前に特別利益と特別損失で処理をするものでございます。

なお、この処理には現金支出は伴わない処理でございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 建設改良費の8,662万1,000円の減額の理由についてお答えします。

予算要求の段階では、工事の規模や材料費の値上げ分、労務費の上昇分を多めに見込んでおり、実施設計の段階で工事規模の変更や材料費、労務費の上昇分が想定していたほどではなかったため、減額補正となったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 結構です。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 次に、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計の予算内訳書の中の4ページなのですが、その他の浄水場設備修繕事業費というところで2,200万が予算化されておりますが、予定があるのでしょうか。伺いたいと思います。説明をお願いしたい。

それから、16ページの配水設備改良費の江川調節池整備に伴う送配水管の布設工事について、具体的な内容を教えてください。2点です。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 予算内訳書4ページ、原水及び浄水費の修繕費にありません。その他浄水場設備修繕工事につきましては、浄配水場施設の機器及び設備などに突発的な故障が生じた際に緊急で修繕工事を行うための予算でございます。浄配水場施設におきましては継続的に更新を行っておりますが、機器及び設備などは突発的な故障が生じることがあります。水道水の安定供給を維持するため、緊急の修繕工事にて対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 江川調節池整備に伴う送配水管布設工事の具体的な内容についてお答えします。

こちらは川田谷浄水場から桶川市西口方面の市街地へ配水している口径500ミリのダクタイル鋳鉄製の配水管と、中丸浄水場及び石戸浄水場へ送水している同じく口径500ミリのダクタイル鋳鉄製の送水管が江川調節池整備予定箇所に布設されているため、これを調節池整備予定箇所の外側へ切り回す工事でございます。

内容といたしまして、配水管は口径450ミリのGX型ダクタイル鋳鉄管を567メートル、送水管は口径400ミリのGX型ダクタイル鋳鉄管を584メートルの布設工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 結構です。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△議提第1号議案に対する上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 日程第8、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。

議提第1号議案 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） それでは、桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例について提案させていただきます。

先ほど個人情報保護法施行条例が成立いたしましたので、これは議会で提出するという状況になっておりますので、よろしく申し上げます。

議提第1号議案 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。桶川北本水道企業団議会会議規則第14条の規定により、桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり提出する。

令和5年2月16日提出。

提出者、桶川北本水道企業団議会議員、中村洋子。

敬称を略させていただきます。

賛成者、桶川北本水道企業団議会議員、山中敏正。

賛成者、桶川北本水道企業団議会議員、今関公美。

賛成者、桶川北本水道企業団議会議員、砂川和也。

桶川北本水道企業団議会議長、岡安政彦様。

それでは、提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について定めたいので、この案を提出するものでございます。

規定に沿って順次ご説明申し上げます。

初めに、第1章は、総則でございます。

次に、第2章は、個人情報等の取扱いについて定めるものでございます。

次に、第3章は、個人情報のファイルについて定めるものでございます。

次に、第4章は、開示、訂正及び利用停止について定めるものでございます。

次に、第5章は、雑則について定めるものでございます。

次に、第6章は、罰則について定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上でございます。皆様に個人情報の条文があるかと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岡安政彦君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。議提第1号議案については、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認め、これより議提第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、議提第1号議案 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（岡安政彦君） 日程第9、特定事件の閉会中の継続審査の申し出について、議題いたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和5年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 岡 安 政 彦

署 名 議 員 佐 藤 洋

署 名 議 員 渡 邊 光 子

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
1	桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	2月16日	原案可決
2	桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について	2月16日	原案可決
3	桶川北本水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	2月16日	原案可決
4	桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2月16日	原案可決
5	桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2月16日	原案可決
6	令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について	2月16日	原案可決
7	令和5年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月16日	原案可決